

一般事業主行動計画

従業員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り、働きやすい雇用環境整備を行うため、次の行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和3年12月1日～令和8年11月30日までの5年間

2. 内容

目標1：既存の「短時間正社員制度」を、産休・育休から職場復帰する正社員も希望すれば利用できるように変更する。

<対策>

- ◎令和3年12月～ 正社員のニーズ把握
- ◎令和4年 4月～ 整備内容検討開始
- ◎令和4年12月～ 「就業規則」の変更、正社員への周知

目標2：小学校就学前までの子を持つ従業員が希望する場合に利用できる「短時間勤務制度」を導入する。

<対策>

- ◎令和5年 4月～ 従業員のニーズ把握
- ◎令和6年 4月～ 整備内容検討開始
- ◎令和6年12月～ 「育児・介護休業等に関する規則」の変更、従業員への周知

目標3：若年者に対するインターンシップ、中途離職者のトライアル雇用等、雇用の機会の拡充を図る。

<対策>

- ◎令和5年 4月～ 整備導入の検討開始
- ◎令和6年 6月～ ハローワーク、関係行政機関、学校との連携、調整開始
- ◎令和7年 4月～ 受け入れ開始予定